

江東区における区民協働推進に関する基本的な考え方（平成22年3月策定）

市民団体間の連携を強化し、ネットワークを構築するためには、活動拠点や団体間の連携をコーディネートする中間支援組織の整備について、検討していく必要がある。

市民活動団体等で活動する方々とともに、協働するための環境整備の取り組みとして、23・24年度の2年間にわたって中間支援組織の整備について検討しました。

検討方法

2年目の検討は、学識経験者や公募による区民の方を加えた「江東区協働推進中間支援組織検討委員会」において、昨年度の中間報告を踏まえた検討を行いました。（江東区区民協働推進会議2名（学識経験者含む）、公募区民2名、NPO法人2名、ボランティア連絡会2名、江東ボランティア・センター1名、区職員6名）

また、検討にあたっては、先進自治体の視察や調査、区内NPO法人へのアンケートを行うなど、より多くの方から意見をうかがって論点の整理を行いました。

23年度の中間報告

江東区が検討をすすめる中間支援組織とは

- (1)基本理念  
推進センターは、地域の課題解決と発展に向け、区民および市民活動団体が主体となったまちづくりを推進することを基本理念とします。
- (2)活動目的  
区民および市民活動団体の活動を支援します。  
区民、市民活動団体、行政間等の連携強化とネットワークの構築を図ります。  
地域の課題解決と発展に寄与します。
- (3)推進センターの役割  
区民および市民活動団体の活動拠点となります。  
区民、市民活動団体および行政に対して、中立的・客観的な立場の連携コーディネーターとしての役割を担います。  
区民および市民活動団体の全体の発展を促すアドバイザーとしての役割を担います。

必要な機能

- (1)情報提供・相談 (2)人材育成・研修・啓発 (3)コーディネート (4)調査・研究 (5)設備・機材・資金

24年度の論点整理

設置場所

設置場所の検討は、公共施設の転用のほか、商店街の空き店舗、民間施設の借上など、様々な視点から可能性を模索する。設置方法は、先進自治体の例も参考とし、本区の利用者ニーズに応じ整備することが必要。

運営のあり方

運営主体

- ・区内の市民活動状況等を理解しているとともに、中立的な性格を踏まえると、公益法人が望ましい。
- ・運営経費は、柔軟な運営実施を図る観点から、民間資金の活用等も含め、独自の資金調達ができることも必要。
- ・事業を継続していくために、組織を支える事務局体制の整備も不可欠。

運営委員会の設置

- ・地域住民の声を推進センターの運営方針に反映させていくため、多様な意見が反映できる仕組みが必要。
- ・運営団体、区民、その他市民活動団体、学識経験者、行政職員等で構成する運営委員会を設置する。
- ・運営委員会は、事業内容の協議のほか、推進センターとしての中・長期的ビジョンや目標、事業計画や予算編成等を策定する。

評価体制の整備

- ・第三者機関による評価体制が必要。その他、自己評価や利用団体の評価等、多様な評価を実施し公表する。
- ・「江東区区民協働推進会議」が第三者評価を行うことで、江東区における協働を総合的に評価することが可能。

区との役割分担

- ・運営の基盤となる経費は、行政がバックアップしていく。
- ・区からの事業費については、推進センターの中立性と独立性を確保できる工夫が必要。
- ・推進センターが市民団体と区のマッチングを行う場合、区内部の調整は地域振興部区民協働推進担当が担い、協力する。